

ワンストップサービス等の推進



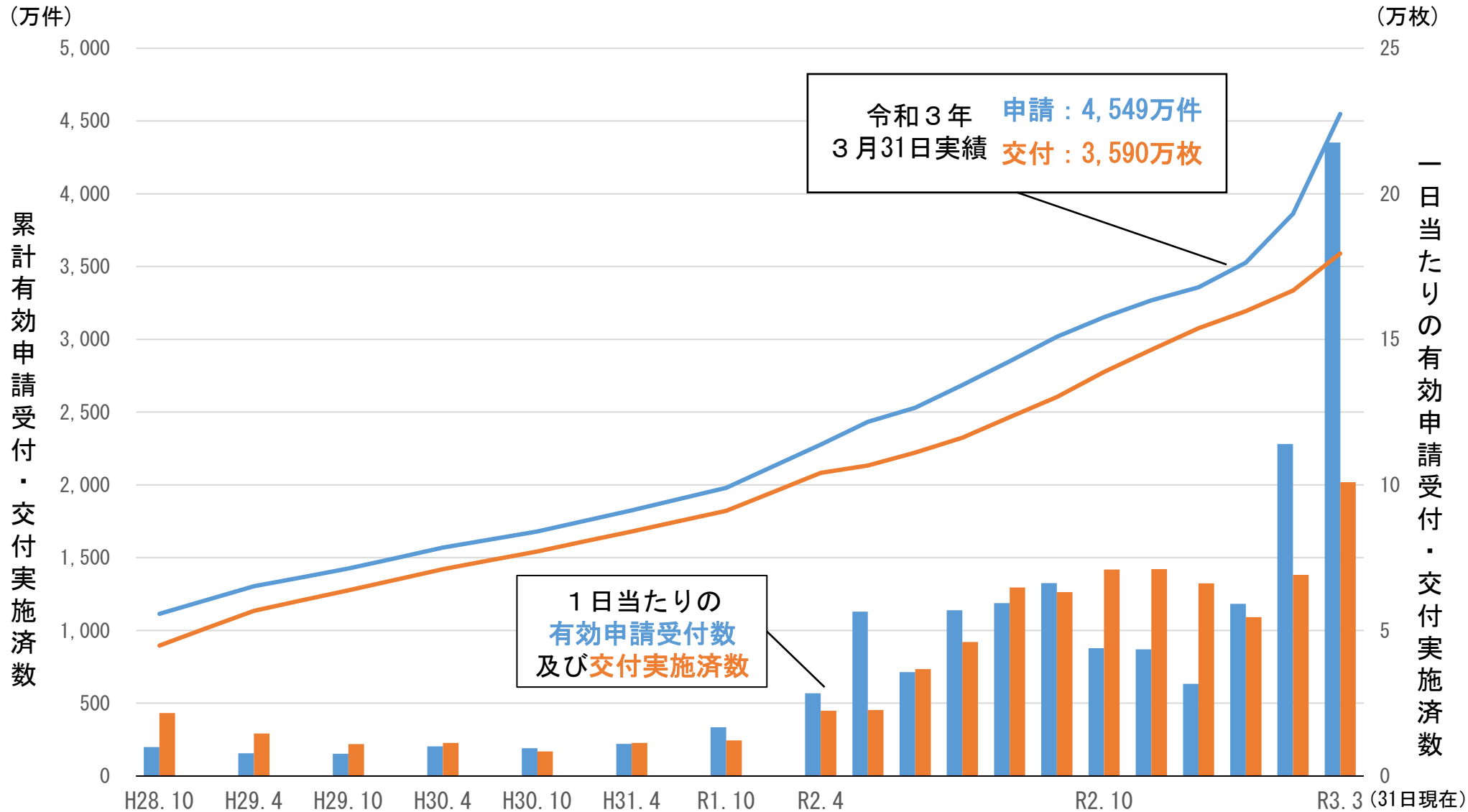
2021年4月27日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

マイナンバーカード・マイナポータル

マイナンバーカードの申請・交付状況

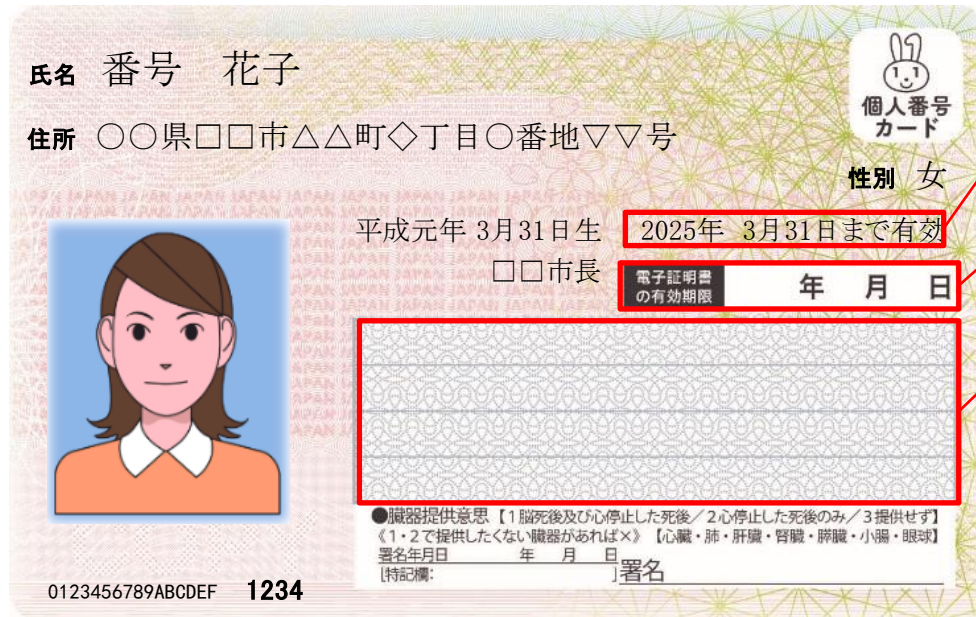
○ 3月31日現在、3月の1日当たりの有効申請受付数は、カード未取得者にQRコード付き申請書の個別送付等により約22万件となっている。また、交付実施済数についても、1日当たり約10万件となっており、いずれも1か月の数としては過去最高となっている。



マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

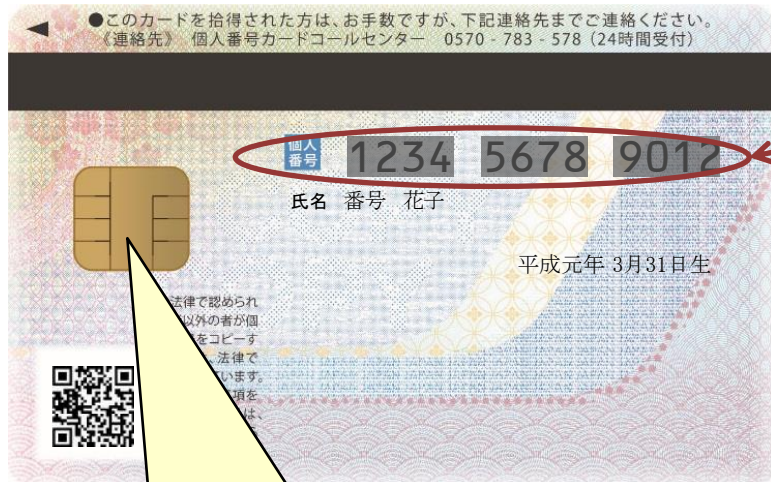
- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 露 太郎
生年月日 〇年〇月〇日
性別 男
住所 東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号 S1111
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構
利用者証明用公開鍵

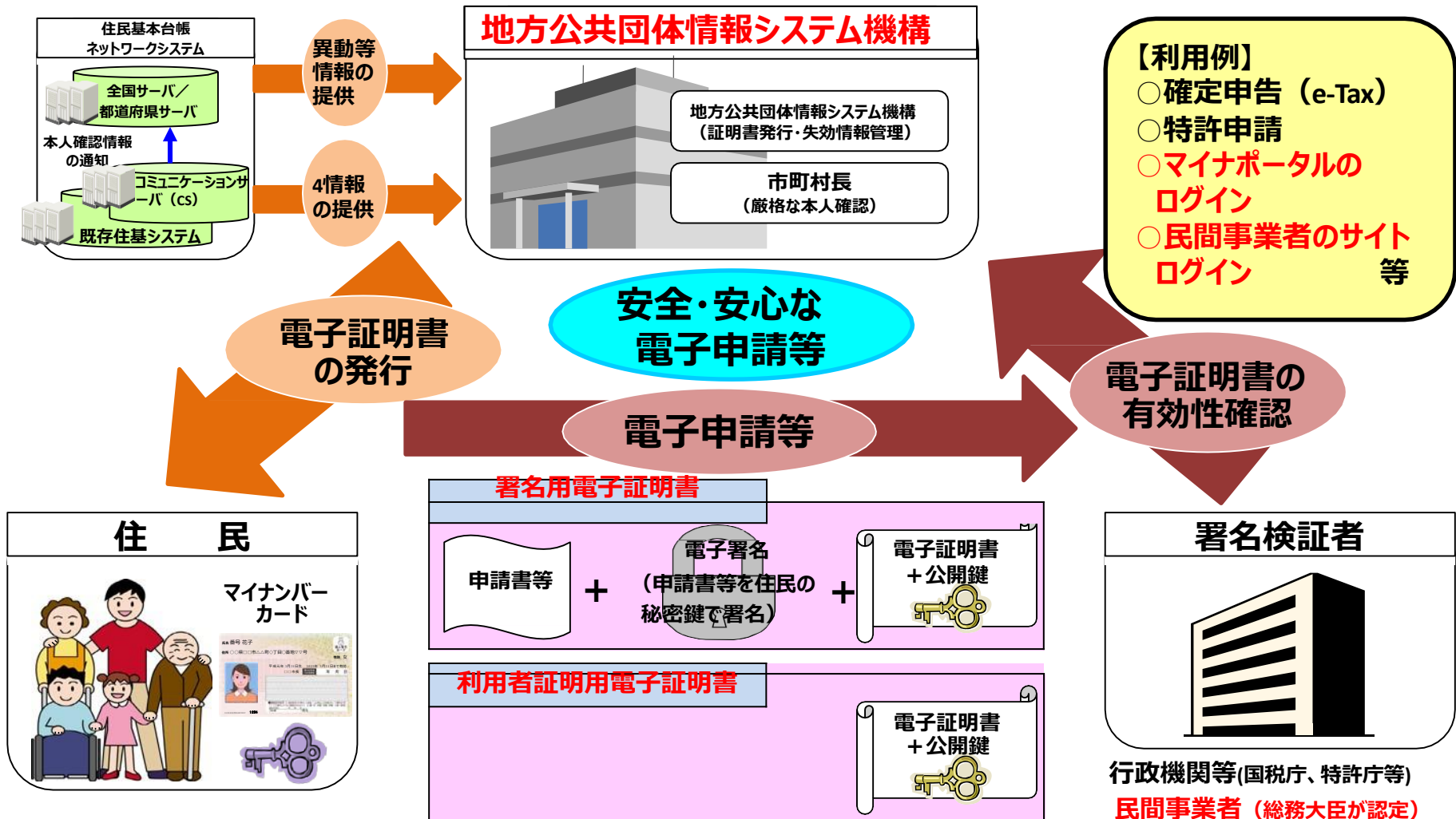
民間も含めて幅広く
利用可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

公的個人認証サービスの概要について

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。



公的個人認証サービス(電子証明書の利用)の概要について

- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。(公的個人認証法)
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者34社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者20社)がサービスを提供 ※令和2年4月1日現在

<金融機関等の口座開設時の例>

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等
必要書類を添付して、金融機関へ郵送



郵送コスト、
タイムラグが発生！

<公的個人認証サービス 利用によるメリット>

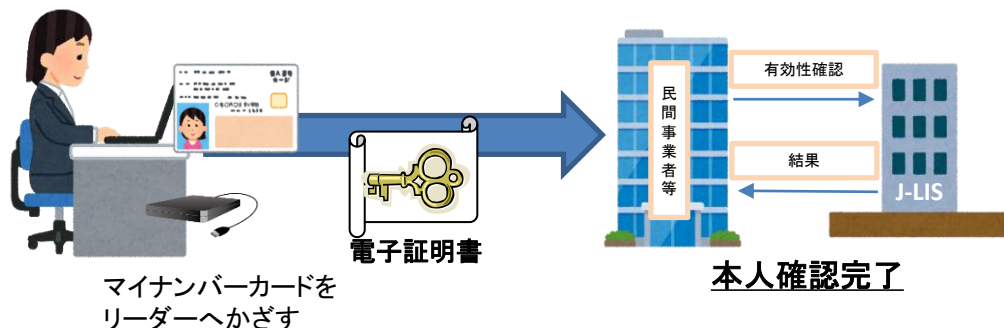
安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュリ
ティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



安価で即時に
サービスの利用可！

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

マイナポイントによる消費活性化策

- 選択した決済サービスのポイントを上限5,000円分付与
- ⇒ R3.3末までカードの申請を行った者まで付与対象を拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などの各種証明書が取得可能
(R2.10月対象人口:10,386万人)

健康保険証としての利用

- カードリーダーにかざすことで、迅速に医療保険の資格確認が可能、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に(R3.3月～)
- 本人同意の下、医療機関等で、特定健診情報(R3.3月～)や服薬履歴の閲覧(R3.10月～)等も可能に

マイナポータル

- 子育て関連手続きの申請等をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認が可能

職員証・社員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の社員証としての利用(TKC, NEC, NTTコミュニケーションズ, 内田洋行が活用)

オンライン契約

- 民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で利用
- ※R2年12月現在、民間事業者115社がサービスを提供

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用(デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.21デジタル・ガバメント閣僚会議決定)における「国・地方デジタル化指針」や工程表)
- ⇒ 運転免許証その他の国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワークカード、在留カード等

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
 - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
 - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
 - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵（鍵ペア）等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。

発行時



発行後



2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
 - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請（オンライン）を求める規定を整備する。
 - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
 - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

マイナポータルの「ぴったりサービス」について

- ・ H29. 7 ~ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10 ~ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ 今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R2. 12月末時点で1,565団体（人口割合98.6%）が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、R2. 12月末時点で970団体（人口割合76.2%）が対応し、電子申請が可能。

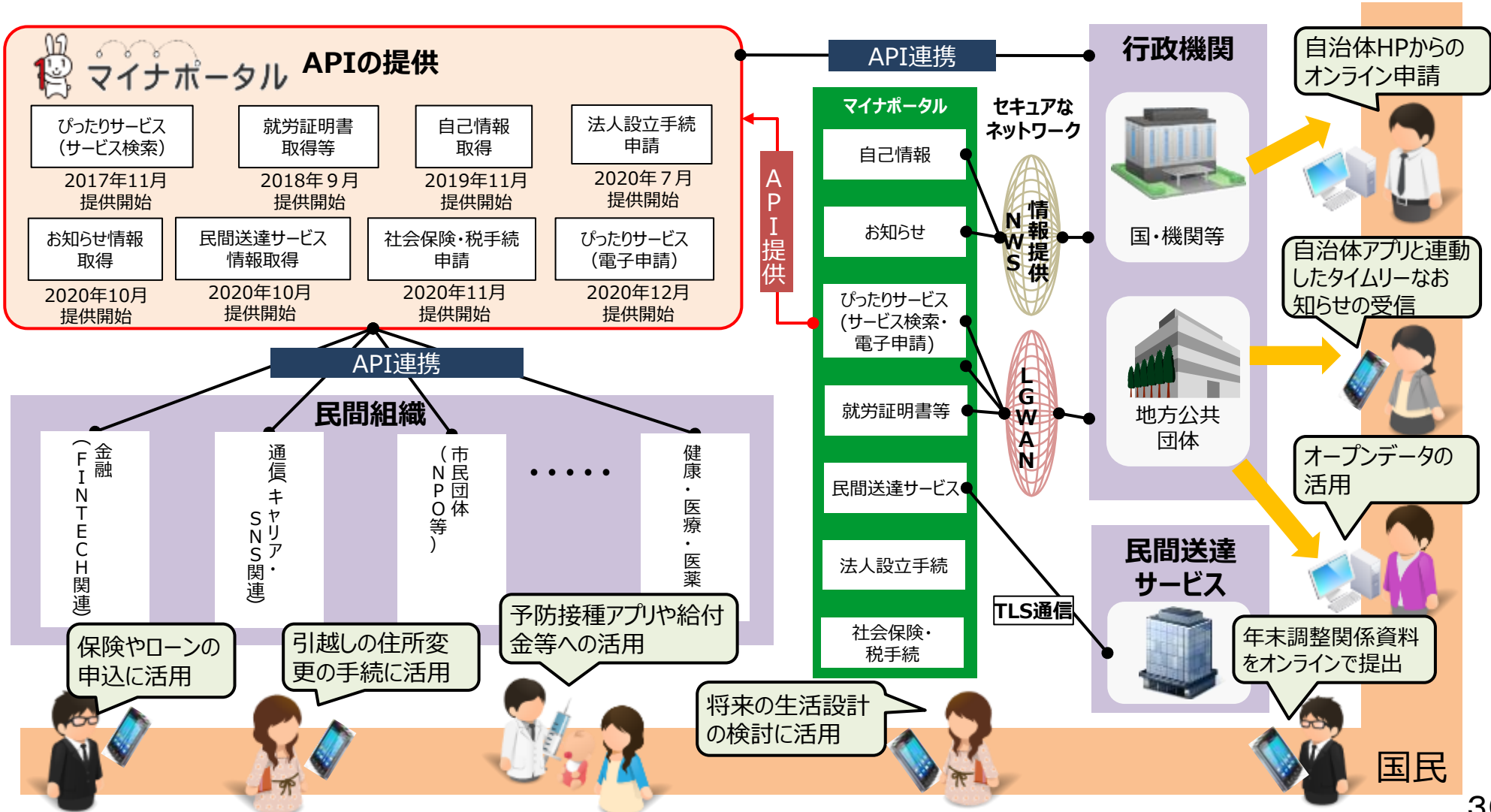
＜「ぴったりサービス」の画面イメージ＞



マイナポータルAPI提供について

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。



マイナポータルUI/UX抜本改善

○分岐の設定や画面の字数削減により、入力ステップの削減と操作を分かりやすくすることで、UI/UXを向上。

➤ 児童手当現況届の場合のイメージ（案）

現状のぴったりサービス

現況届提出年度	年を選択してください。
提出年月日	年を選択してください。 月を選択してください。 日を選択してください。
	必須 受給者（氏） 山田 必須 受給者（名） 太郎 必須 ふりがな（氏） やまだ 必須 ふりがな（名） たろう 必須 職業 ☐ ア、会社員 ☐ イ、公務員 ☐ ウ、その他 所属（公務員の場合） その他 必須 郵便番号 〒111-1111 郵便番号から住所を自動入力する 必須 都道府県 東京都 必須 市区町村 港区 必須 番地 1-1-1 電話番号 000000000000 必須 性別 男



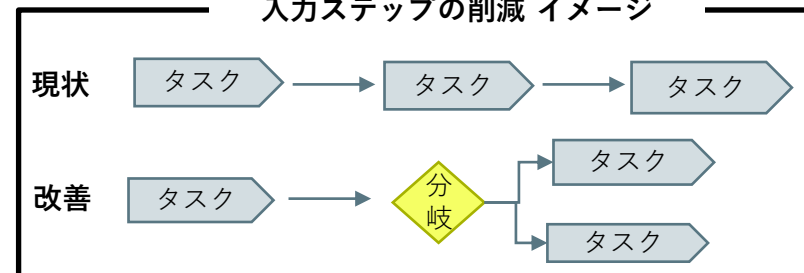
UI/UX抜本改善後のぴったりサービス

申請入力	入力内容確認	電子署名
ぴったりサービス ← 前項に戻る 保存する ■■■■市/児童手当等の現況届 自治体からお送りした前年の申請内容が記載されたはがきをお手元にご用意いただき、変更がないかご確認ください。 必須 ☒ はがきの内容で申請する(入力不要です) ☐ はがきの内容を訂正して申請する 次へすすむ	ぴったりサービス ← 前項に戻る 保存する ■■■■市/児童手当等の現況届 STEP 4 入力内容確認 入力内容に間違いがないか確認してください。 入力内容を引継がれた項目は引き継ぎ元から訂正できます。 連絡先 電話番号 折りたたむ 確認した	ぴったりサービス ← 前項に戻る 保存する ■■■■市/児童手当等の現況届 STEP 5 電子署名付与 マイナンバーカードを使い電子署名を付与してください。 申請者ご自身のマイナンバーカードを使って電子署名を付与してください。 iPhoneをお使いの方は、電子署名を付与し、パスワードを入力した後、「マイナポータルAP」のトップ画面が表示されますが、その場合、画 すべて表示 電子署名をして送信する

入力を直列で配置するのではなく、条件分岐を設定。

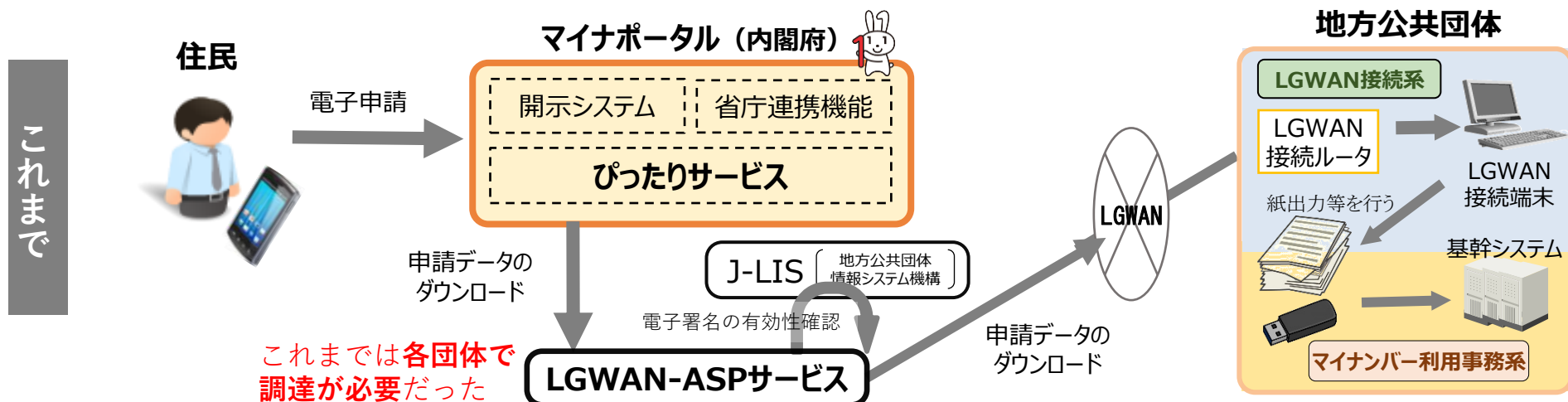
字数を削減、分かりやすくすることで、画面ごとの入力時間の削減を想定

入力ステップの削減 イメージ

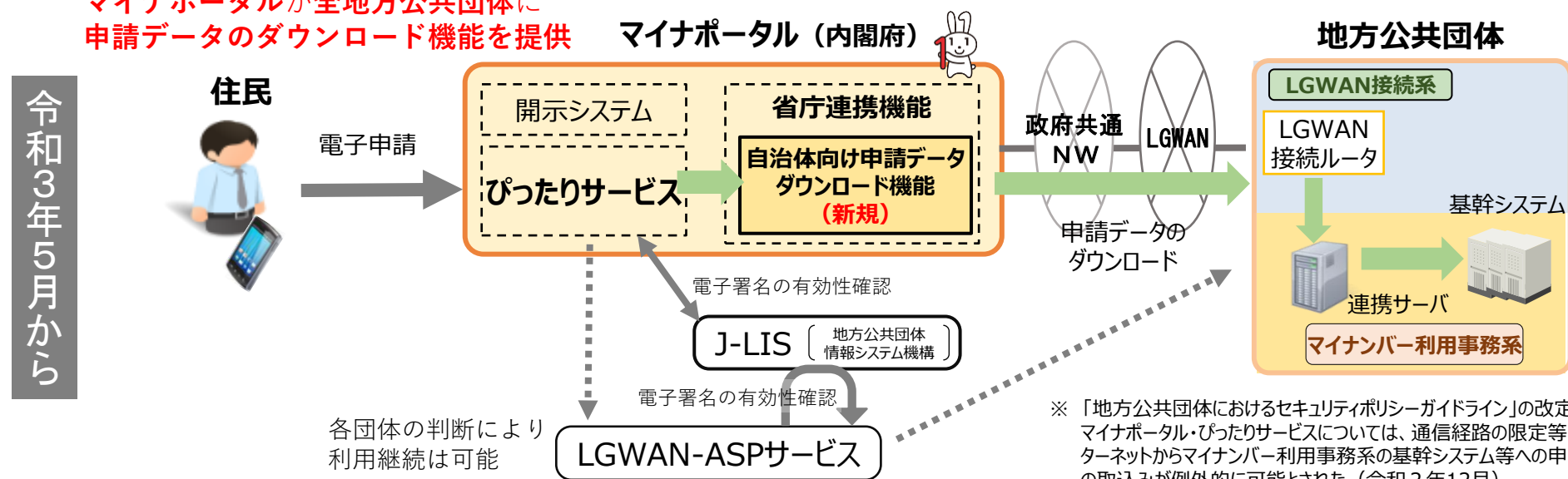


全地方公共団体のマイナポータルへの接続の実現

- 現行は、各地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを調達して、LGWAN接続端末から申請データをダウンロードしている。令和3年5月から、マイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、オンライン申請の受付が可能となる。



マイナポータルが全地方公共団体に
申請データのダウンロード機能を提供



(参考)【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

- デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等の**サービス設計12箇条**に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される**行政サービスの100%デジタル化**の実現
- ✓ **業務改革（BPR）を徹底**し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進

- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「**(仮称)Gov-Cloud**」の**仕組みの整備**
- ✓ ワンス・オンリー実現のための**社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やプッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し**
- ✓ 国・地方の**ネットワーク構造の抜本的見直し**（高速・安価・大容量に）
- ✓ 自治体の業務システムの**標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用**
- ✓ **強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換**
- ✓ **公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設**
- ✓ **マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）**
- ✓ **マイナポータル**の**UX・UI改善**（全自治体接続等）、**情報ハブ機能の強化**
- ✓ **個人情報保護法制の見直し**（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
- ✓ 戸籍における**読み仮名の法制化**（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ **クラウドサービスの利用の検討の徹底**、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進
- ✓ **情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保**
- ✓ **新たなデータ戦略**に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ **デジタル庁の設置も見据え**、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における**一元的なプロジェクト管理**を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、**情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大**（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする**新たな調達・契約方法の試行**
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうち**システム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減**を目指す（令和2年度比）
- ✓ **外部の高度専門人材活用の仕組み**、公務員試験による**IT人材採用の仕組み**を早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ **書面・押印・対面の見直し**に伴い、行政手続の**オンライン化を推進**
- ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、**各手続における添付書類の省略を実現**
- ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続について**ワンストップサービスを推進**
- ✓ **法人デジタルプラットフォーム**の機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバйд対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受ける**デジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施**
- ✓ **SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施**

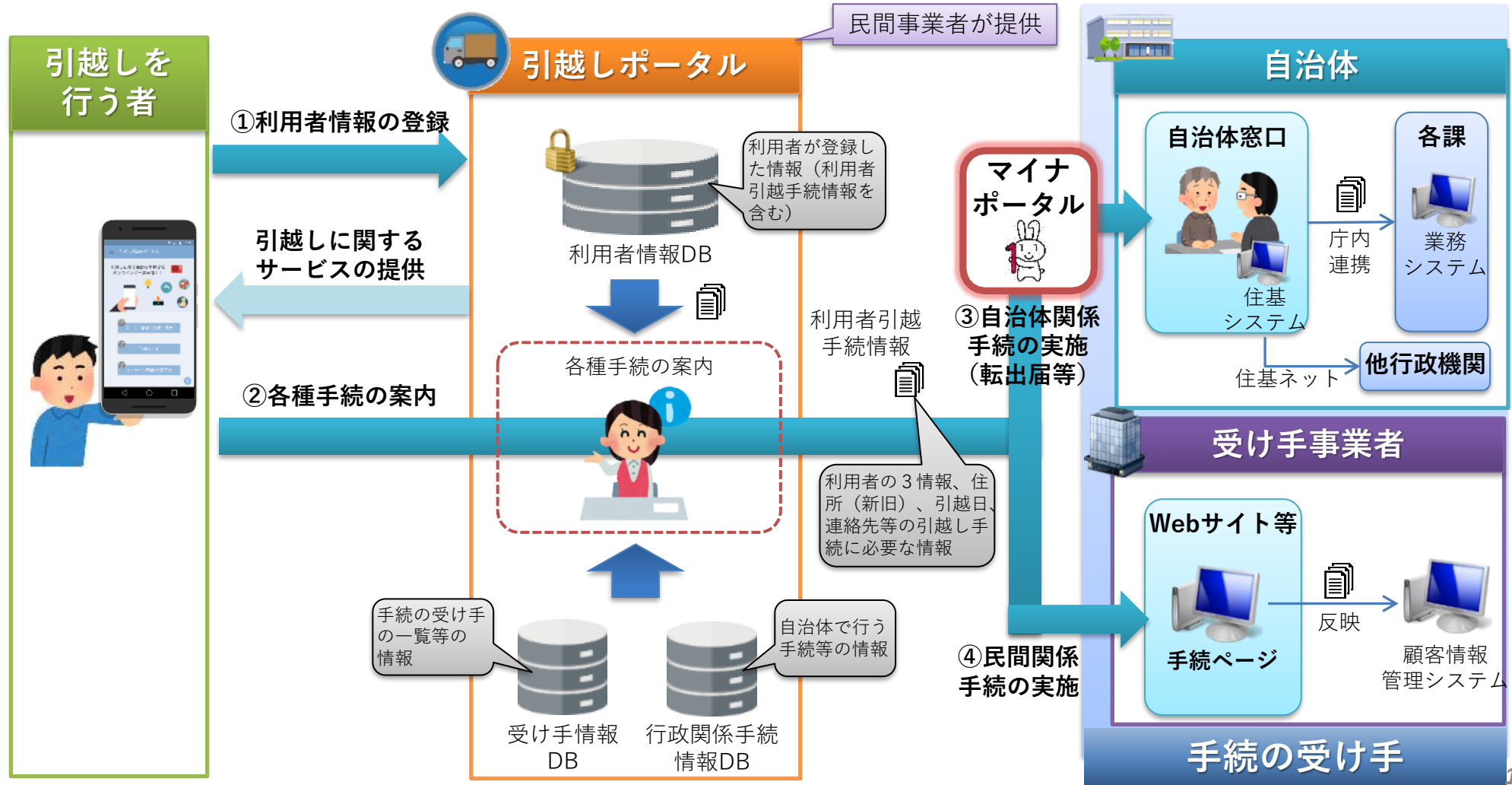
地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ **自治体の業務システムの標準化・共通化**を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ マイナポータルの活用等により**地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化**を推進
- ✓ 「**自治体DX推進計画**」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「**地域情報化アドバイザー**」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

引越し

引越しワンストップサービスが目指す全体像

○利用者が、民間事業者が提供する引越しに関する一連のサービスを受けながら、**行政機関（自治体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続きを一括で行うことが可能となるよう、これらの手続きの窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供する。**



引越しワンストップサービス対象手続一覧

フェーズ	引越し先の検討	引越し業者の検討	引越しの準備	引越し当日	引越し先での対応
行動	- 物件探し - サイトで候補検索 - 家族に相談 - 物件の下見@現地 - 物件の契約@不動産屋 ⇒ 引越し先住所の確定	- 引越し業者探し - サイトで一括見積 - 各社に問合せ ⇒ 引越し日の確定	- 荷造り - 不用品の処分 - 新居のための家具等の購入 - 引越し前の各種手続	- 荷物の搬出入 - 新居への移動 - ライフラインの使用開始 - 近所への挨拶	- 荷解き - 新しい家具等の設置 - 引越し後の各種手続
行政関係手続			- 転出届 - 印鑑登録の廃止 - 国民健康保険の資格喪失 - 児童手当受給事由消滅届 - 介護保険の資格喪失 - 後期高齢者医療制度の資格喪失 - 公立の学校の転校（転出） - 幼稚園・保育所・認定こども園の転園 - 原動機付自転車の廃車		- 転入届・転居届 - マイナンバーカード等の住所変更 - 印鑑登録 - 国民健康保険の資格取得 - 介護保険の資格取得 - 国民年金の住所変更 - 児童手当認定請求書 - 後期高齢者医療制度の資格取得 - 公立の学校の転校（転入） - 犬の登録事項変更届 - 原動機付自転車の登録
民間関係手続			- 電気の使用停止・開始・移転 - ガスの使用停止・開始・移転 - 水道の使用停止・開始・移転	(ガス開栓の立会) (回線工事の立会)	- 銀行口座の住所変更 - 証券口座の住所変更 - クレジットカードの住所変更 - 生命保険の住所変更 - 自動車保険の住所変更 - 火災・地震保険の住所変更 - 携帯電話の住所変更 - プロバイダの住所変更 - NHKの住所変更

2019年度自治体手続 実証実験の概要

1. 実証実験の目的

引越しをする利用者及び引越し事務をする市町村の双方の視点から、引越しワンストップサービスの手続フローやその効果・課題の検証を目的とする。

2. 実サービス検証期間

- ・ 2019年12月18日（水）、20日（金）、24日（火） ※ 各自治体1日

3. 協力主体

- ・ 旭川市（北海道）、郡山市（福島県）、船橋市（千葉県）
- ・ つくばみらい市（茨城県）、三条市（新潟県）、肝付町（鹿児島県）
- ・ 板橋区（東京都）、草津市（滋賀県）、宇城市（熊本県）

2019年度自治体実証実験の様子

○ 3 市区町が 1 グループになり、8つのペルソナを設定して、それぞれの市町村が住民役・転出地市町村役・転入地市町村役になって設定した事務フローを検証した。

グループ	実施日	自治体
グループA	2019/12/18（水）	旭川市（北海道）、郡山市（福島県）、船橋市（千葉県）
グループB	2019/12/20（金）	つくばみらい市（茨城県）、三条市（新潟県）、肝付町（鹿児島県）
グループC	2019/12/24（火）	板橋区（東京都）、草津市（滋賀県）、宇城市（熊本県）



マイナポータル・ぴったりサービスへの入力作業
（自治体職員が住民役になって体験）



転入窓口
（IT室職員が住民役になって体験）

引越しワンストップサービス(自治体手続)の取組

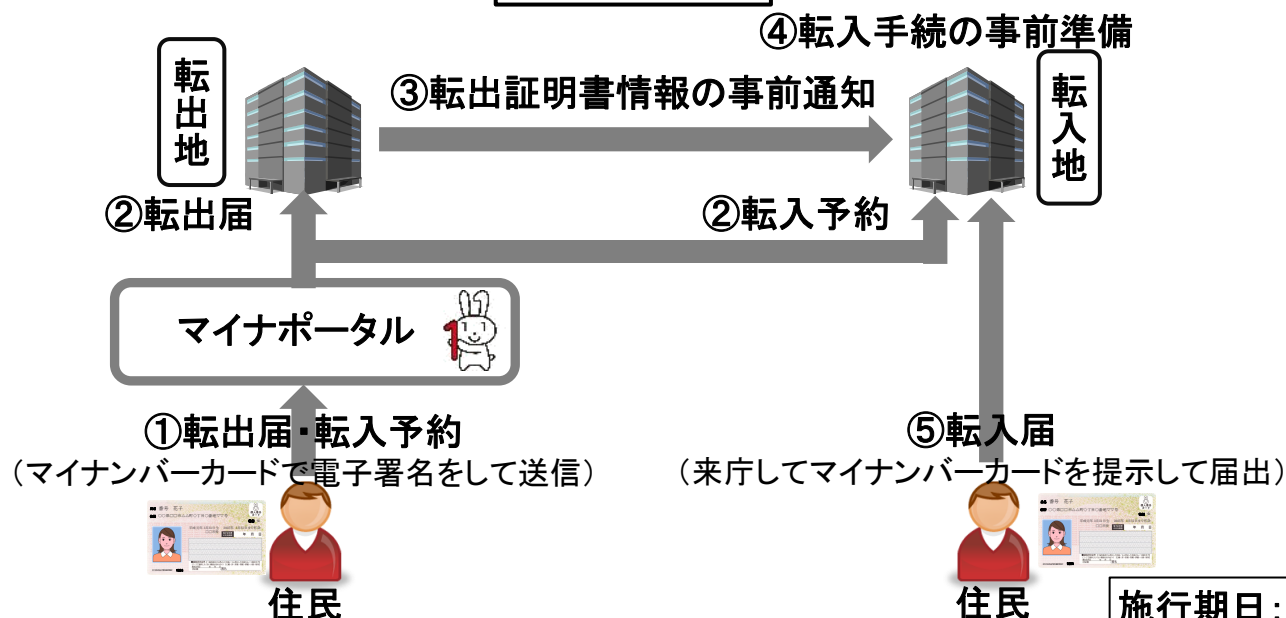
令和4年度中に全自治体での転出・転入手続のオンライン・ワンストップ化

- 来庁せずにマイナポータルからオンラインで転出届と転入予約を可能に
- 転出証明書情報の事前通知による転入手続(※)の時間短縮化（今国会に住民基本台帳法を改正する法案(デジタル社会形成整備法案)を提出中）※転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)
- 他の業務システムとの連携による転入手続時の届出書類の削減・待ち時間の縮減

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

手続の流れ



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日

2020年度 民間手続 実サービス検証の概要

1. 実サービスの目的

2019年度は、引越しポータル・受け手事業者を公募し、電気・ガス・水道等の引越し手続ワンストップサービスの実サービス検証を実施した。

2020年度は、電気・ガス・水道等の契約に関する重要事項説明の実施をポータル事業者側で行うことにより、手続のオンライン完結を目指し、実サービス検証を行った。

2. 実サービス検証期間

・2020年11月25日（水）～12月23日（水） 29日間

3. 協力主体

（引越しポータル事業者）

- ・ズバット 引越し手続き（株式会社ウェブクルー）
- ・引越し侍 まるごとスイッチ（株式会社エイチーム引越し侍）
- ・引越れんらく帳（東京電力エナジーパートナー株式会社）
- ・LIFULL HOME'S 引越し手続き（株式会社L I F U L L）
- ・手続きラクっとNAVI powered by 引越しラクっとNAVI®（株式会社リベロ）
- ・福利厚生倶楽部（株式会社リロクラブ）※福利厚生倶楽部の会員限定のサービス提供
- ・申込受付くん（イタンジ株式会社）
- ・DNP引越し手続き一括連携サービス（大日本印刷株式会社）

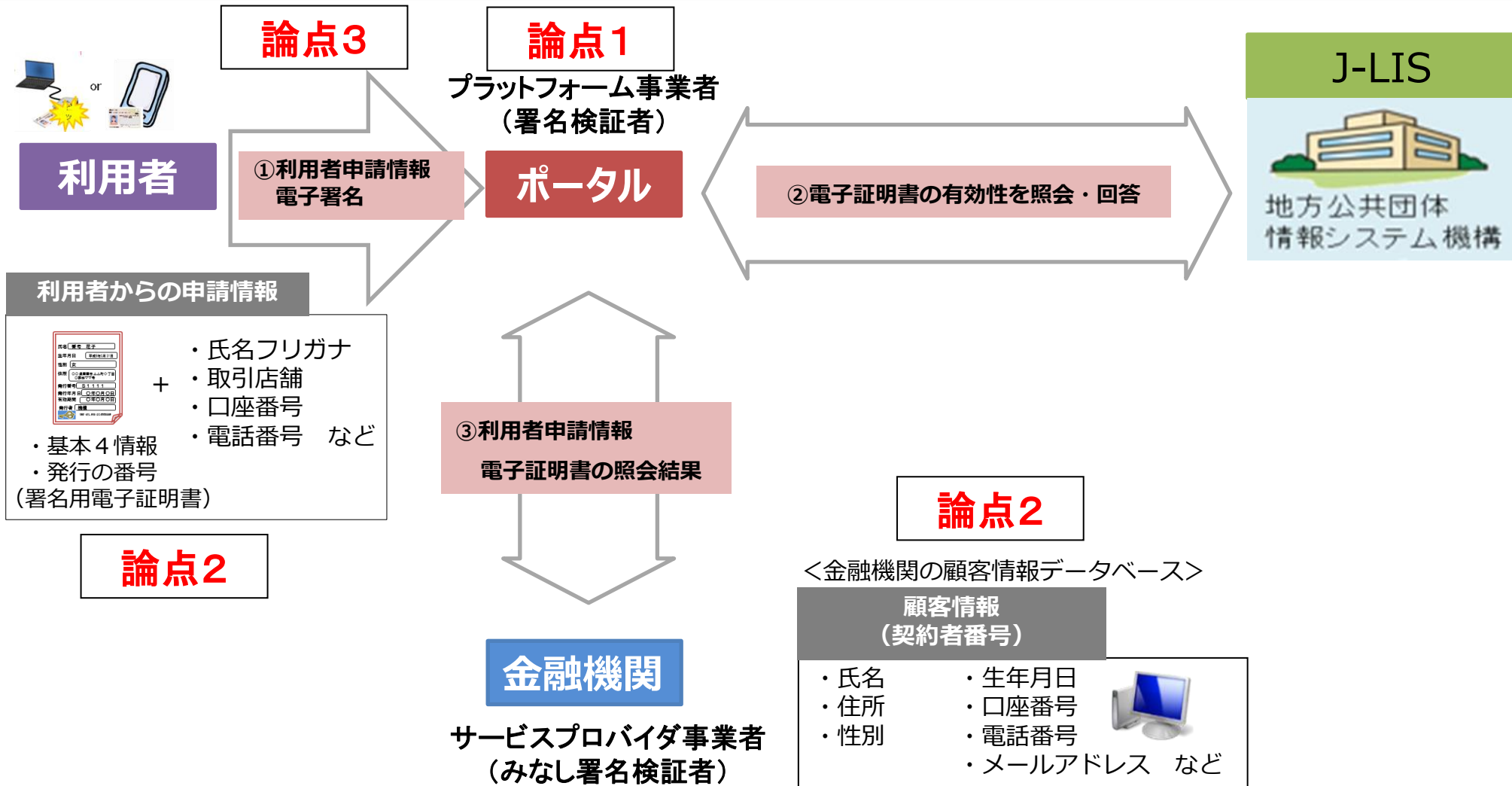
（受け手事業者）

- ・電力関係、ガス関係、水道関係等 19事業者が参加

2020年度 民間手続 ソリューション検討(金融機関)ワークショップ概要

ワークショップの目的

金融機関の業界団体等と厳格な本人確認を伴う住所変更手続のワンストップ化を目指し、マイナンバーカードの公的個人認証を活用した金融機関等における住所変更手続のソリューションを検討。



2020年度 民間手続 ソリューション検討(金融機関)ワークショップ概要

主な検討事項

論点 1 : 引越しポータルを活用

→ 引越しポータルの活用を前提とした金融機関における住所手続フロー案を検討

論点 2 : 申請情報と金融機関が保有する顧客情報との突合

非対面（オンライン）かつ、第三者（ポータル）経由で入手する「利用者からの住所変更等の申請情報」と「金融機関が既に保有する顧客情報」のデータの形式や内容等の不一致への対応。

→ 新規契約時など顧客との日常取引における公的個人認証の活用促進（利用料低減） 等

論点 3 : 金融機関の住所変更手続の受付を行うタイミング

引越し前：利用者は電気・ガス等の手続と同時に金融機関の住所変更手続も可能（ワンストップ）な一方で、金融機関は引越し後の公的な住所の確認が困難。

引越し後：金融機関は公的な引越し後の住所確認が可能な一方で、利用者は電気・ガス等の他手続と手続を行うタイミングが異なる。

→ 本人の同意を前提とした J-LIS による最新の基本 4 情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供スキームの将来的な活用を検討（住所変更手続自体をなくすことが可能）。

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供関係 改正概要

改正の背景

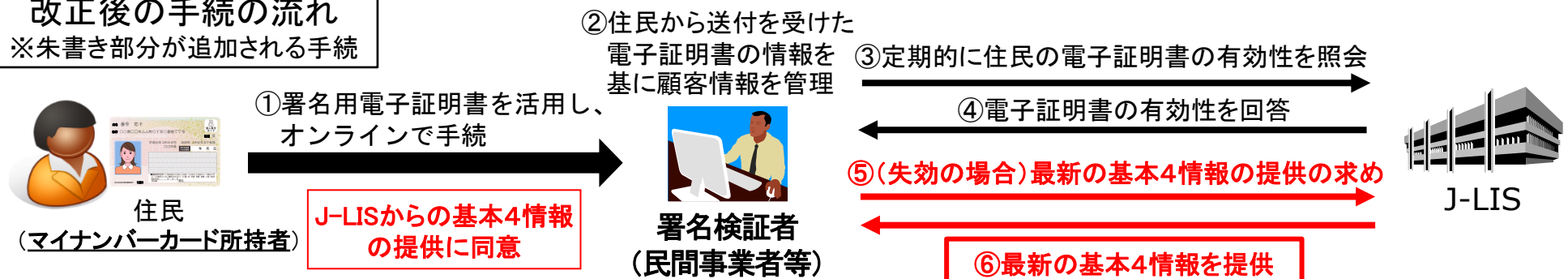
- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。

改正後の手順の流れ

※朱書き部分が追加される手続



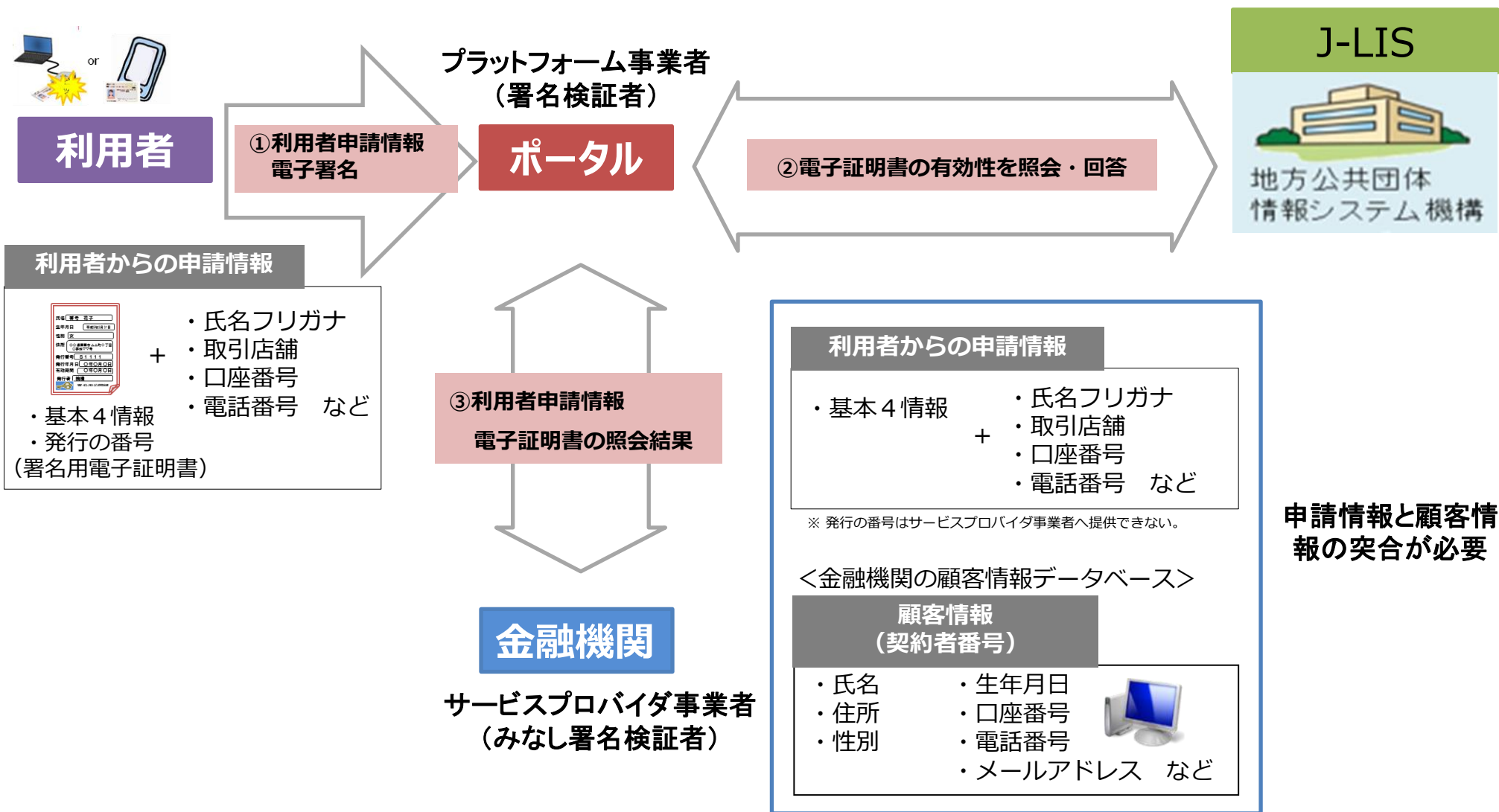
改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日

民間手続(金融機関)手続フロー案【最初の利用時】

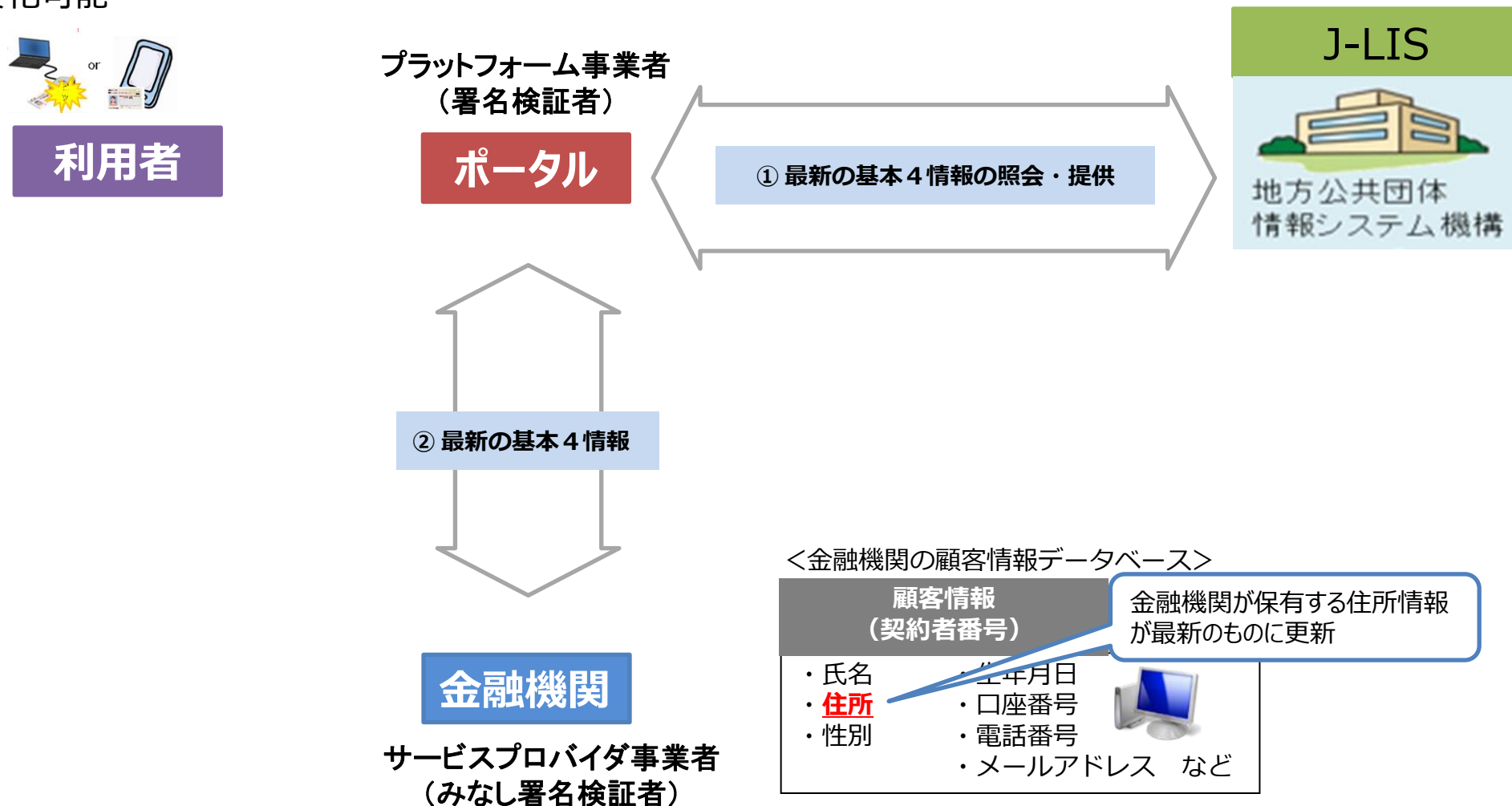
まずは、利用者の署名用電子証明書の情報を入力（署名検証者）に提供する必要がある。



※ 公的個人認証に関するプラットフォーム事業者制度の活用を前提としたフロー

民間手続(金融機関)手続フロー案【住所変更時】

利用者の署名用電子証明書の情報をポータル（署名検証者）に提供した後は、住所変更の申請自体を不要化可能



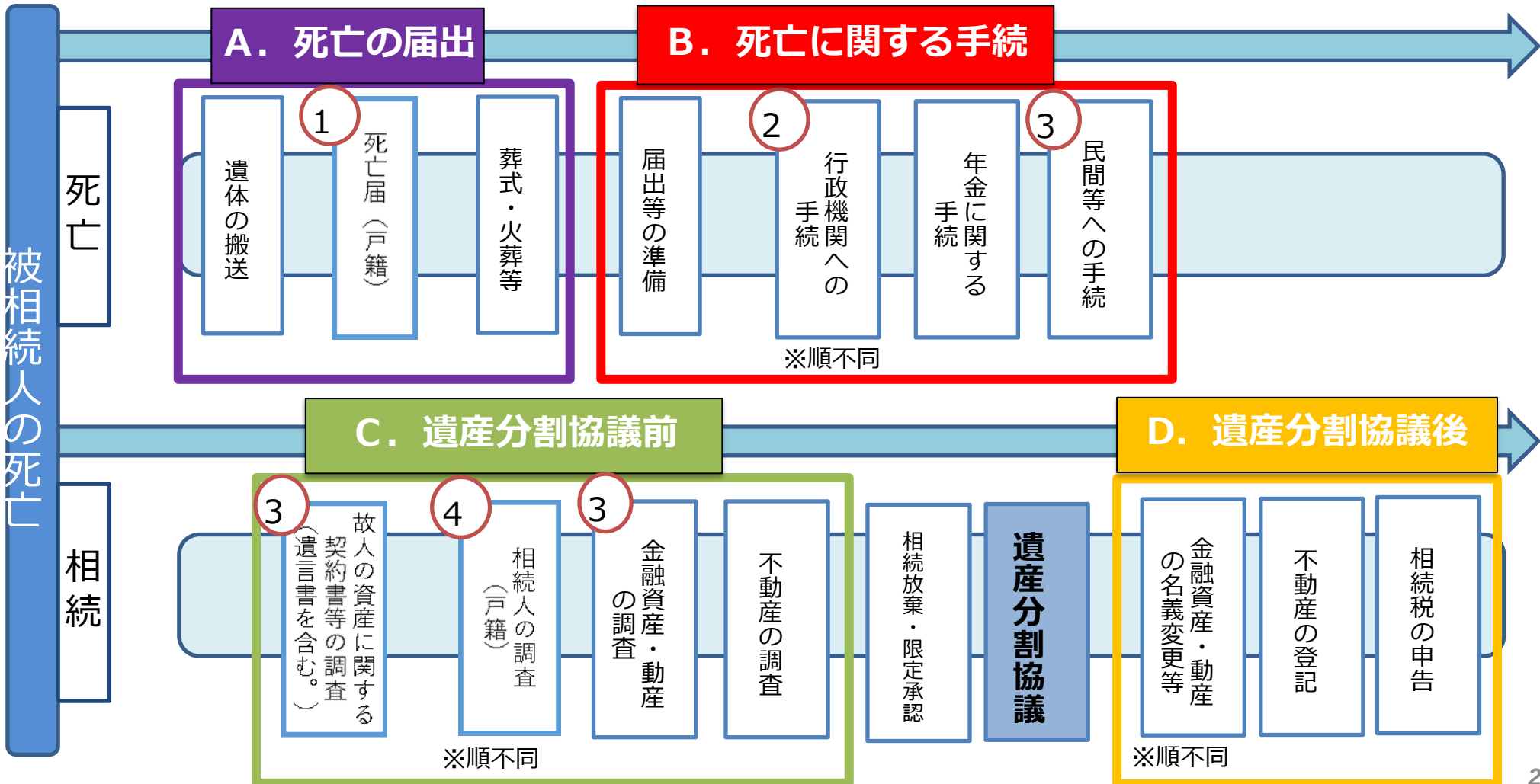
※ 公的個人認証に関するプラットフォーム事業者制度の活用を前提としたフロー

※※ ①・②のフローは、公的個人認証法の一部改正が前提。また、事前に利用者の同意取得が必要

死亡・相続

死亡・相続ワンストップサービスについて

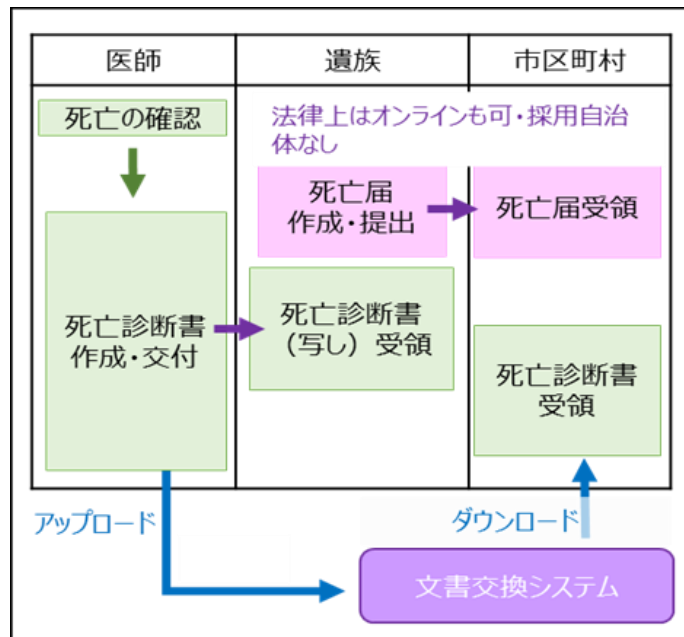
- (1) 行政手続を見直して、遺族が行う手続を削減し、(2)故人の生前の情報をデジタル化し、死後、当該情報を、信頼できる第三者により相続人であることを電子的に認証された遺族が、死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、(3)死亡・相続に関する手続の総合窓口を自治体が円滑に設置・運営できるように支援することで、自治体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行えるようにすることを旨とする。



①行政手続の見直し(遺族が行う手続の削減)

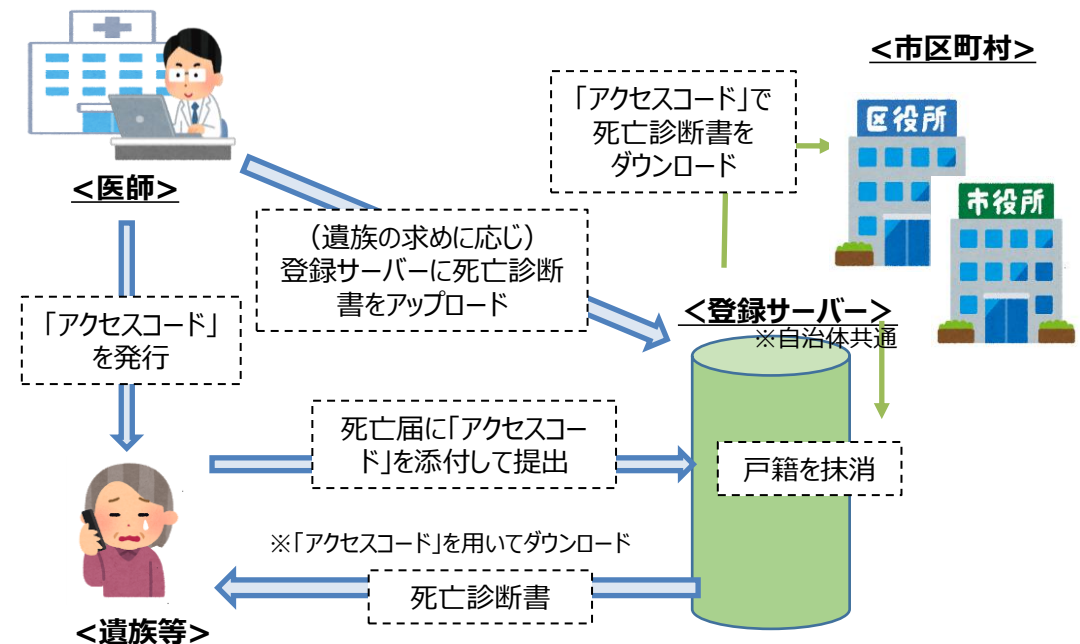
- 死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）をオンラインで完結する仕組みの構築に向けて、法務省・厚生労働省と共に検討を開始。
- 戸籍法施行規則について、死亡の届出に当たっての診断書又は検案書の添付を省略することを可能とする規定を新たに設ける改正を令和3年4月に予定し、法制度上の制約がないことを確認。
- 法務省、厚生労働省と共に令和3年度内に課題を整理の上、速やかに対応する。既存のツールの活用が可能な取組等については、実現できるものから順次措置し、必要な見直し、整備を行う。

令和3年度実施予定の実証的運用のイメージ（案）



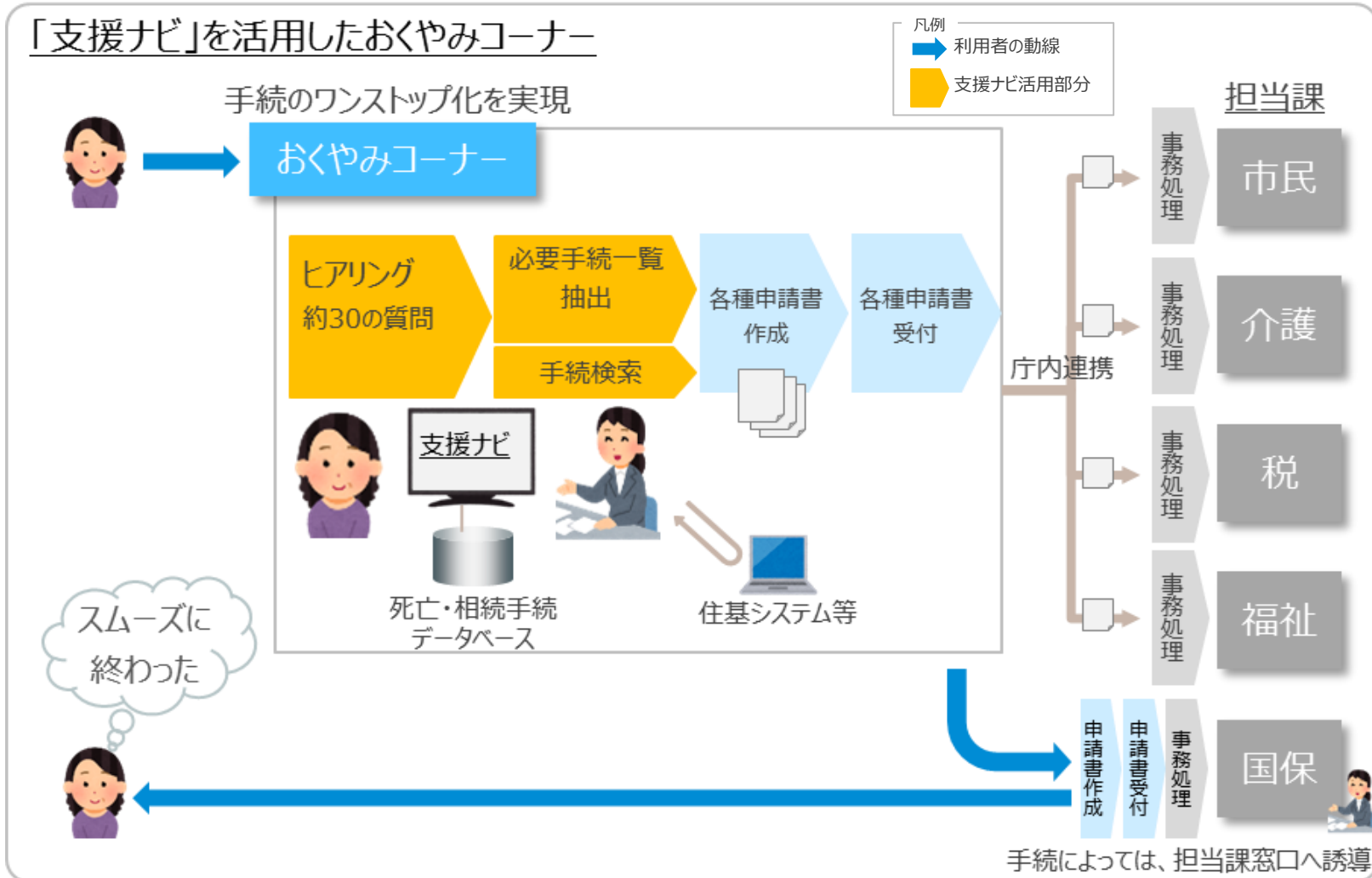
将来的な死亡届・死亡診断書の電子化のイメージ（案）

＜令和元年度厚生労働省行政推進調査事業費補助金「死因究明等の推進に関する研究」で提案された電子化のイメージを簡略化したもの＞



②「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」の仕組み

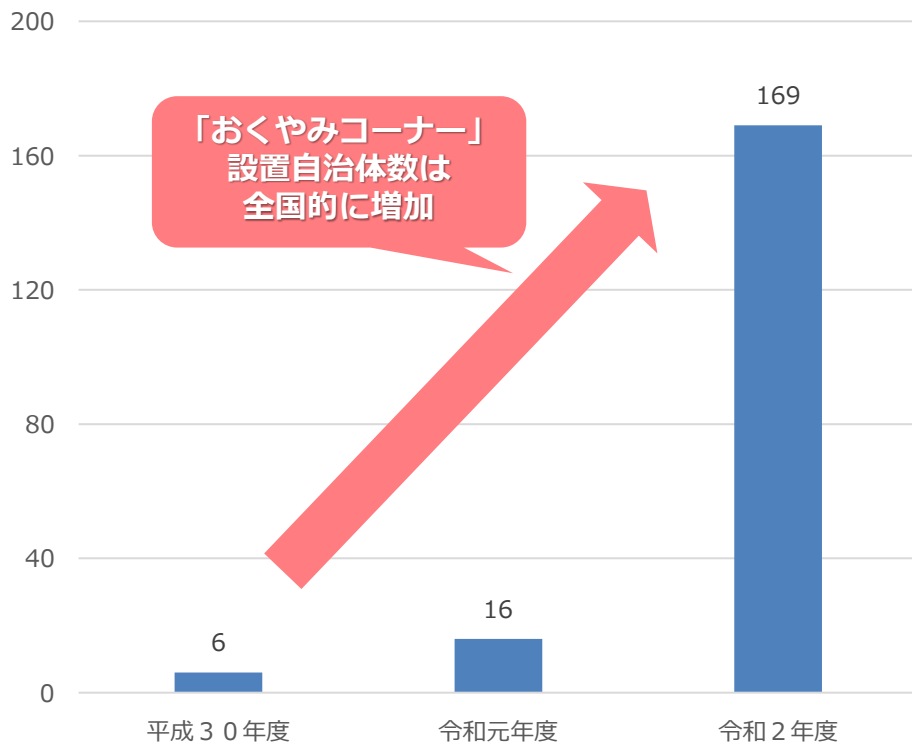
- 松阪市の「おくやみコーナー」の中核的な機能である、「複雑な死亡に関する手続きを、故人・遺族の状況にとって必要な手続きに絞り込む機能」を、「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」に搭載。
- 支援ナビを利用することによって、経験がない職員にとっても適切に手続きを案内できるほか、経験がある職員にとっても手続きの案内漏れをなくすることが可能。



②「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」の導入支援

- 令和2年5月に「おくやみコーナー」を設置するために必要な事項を記載した「おくやみコーナー設置ガイドライン」及び「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」の提供を開始。
- 令和2年末時点の「おくやみコーナー」設置自治体数は169自治体。

おくやみコーナー設置自治体数

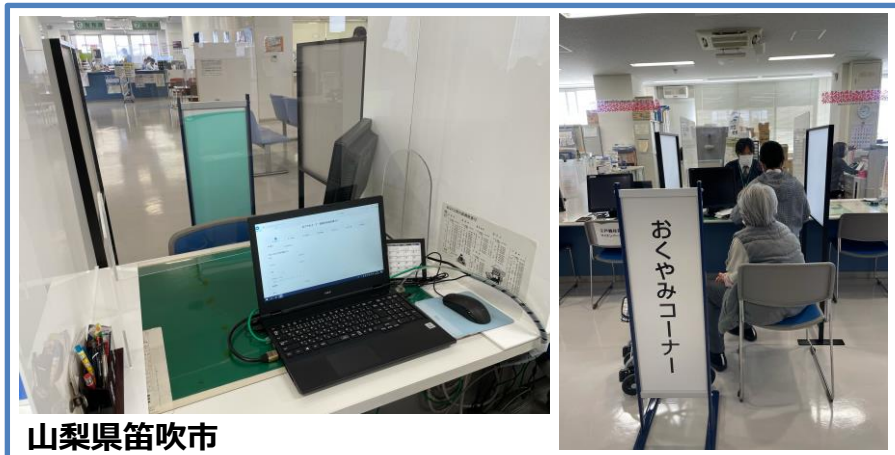


※令和2年度実績は令和3年1月5日～2月3日の自治体調査回答から集計

(令和2年度実績は総合窓口方式の自治体数も含む)

※令和元年度迄は内閣官房IT室調べの実績

「支援ナビ」を活用したおくやみコーナー



③エンディングノートにデータ標準α版の提供について

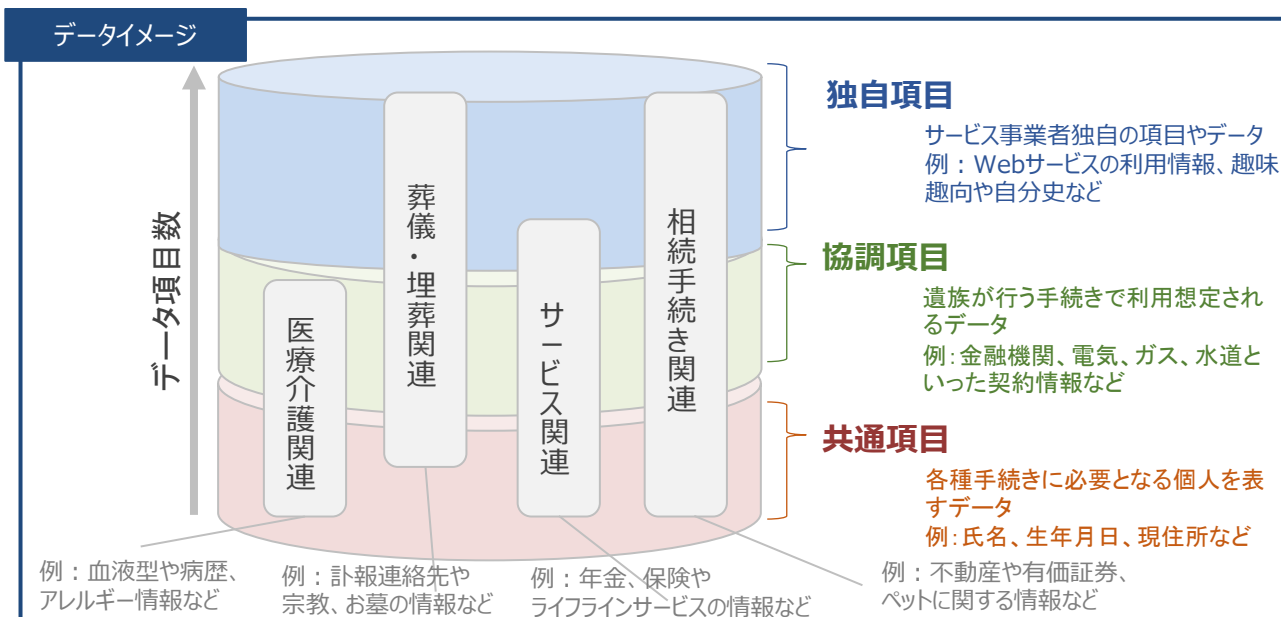
○個人の生前の情報を、死後、遺族に電子的継承する仕組みとして、エンディングノートのデータ標準の作成に令和２年度着手。

【エンディングノートとは】

- ・自分の終末期や死後について、その方針などを書き留めておくノート（三省堂「大辞林 第三版」）。
- ・遺言書と異なり、形式・内容は自由だが、法的な拘束力はない。
- ・エンディングノートがあると、遺族は、死亡・相続手続を円滑に行うことが可能となる。

○令和元年度末にエンディングノートをサービス提供している事業者に対して実施した調査をもとに、1,700を超える項目から共通項目、協調項目及び独自項目に整理し、令和2年度末にデータ標準α版の提供開始予定。

○デジタルで記録するエンディングノートの拡大にあたり、業界におけるインターオペラビリティ※を高め、更なる市場の拡大や競争環境の確保を目的に、データの項目および形式に関する標準α版をCIOポータルへ掲載し提供するもの。

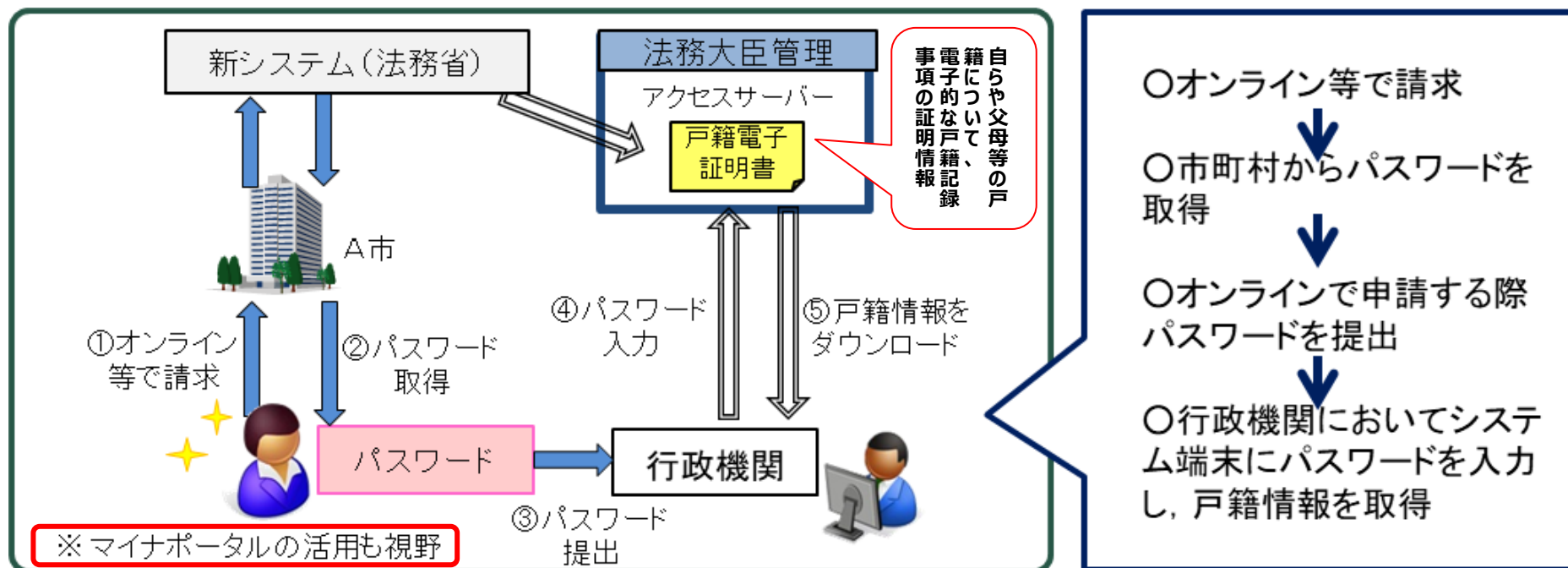
[illegible]

※インターオペラビリティ：
異なるサービスやプログラム同士が、共通の規則やルールを通じて、それぞれでのデータ加工などを要することなく、相互にデータのやり取りを行えるような状態を表す概念である。相互運用性。

④信頼できる第三者により相続人であることを電子的に認証する仕組み

- 法務省において、行政機関への電子的な戸籍記録事項の証明情報の送付を可能とする仕組み（戸籍電子証明書）を検討しており、令和5年度末に開始予定
- 内閣官房と法務省において、同仕組みの活用や遺族が故人の相続人であることを電子認証できるような仕組み等、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策に関する検討を行う

【戸籍情報連携システムのイメージ】※令和5年度末構築予定



	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
戸籍電子証明書の効果的利用方策に係る設計・開発	必要となる機能等について検討・整理	関連システムの開発・改修・実証事業		試行運用	本格運用

参考

- マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（令和2年6月～12月）
- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）
- デジタル・ガバメント分科会（令和3年3月26日開催）